

平成27年2月27日

島根県「核燃料税」の更新

島根県から協議のあった法定外普通税の更新について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせいたします。

1. 核燃料税の更新の理由

島根県においては、昭和55年4月に法定外普通税として核燃料税を創設し、原子力発電施設の立地に伴う環境安全対策、避難路等の整備を含めた民生安定対策、生業安定対策等の施策を推進してきたところである。

福島第一原子力発電所の事故以降、島根原子力発電所は稼働を停止しており、核燃料税を確保できない状態が続いている。また、一方では、国の原子力災害対策指針の改訂を受けて、県の地域防災計画を修正し、従来は原子力発電施設から10kmであった原子力防災対策地域を30kmまでに拡大し、これまで以上に安全・防災対策等に万全を期す必要が生じており、財政需要はより一層増大している。

こうした状況を踏まえ、課税期限を5年間延長するとともに、税率を13%から17%相当に引き上げ、従来の価額割に加えて出力割を導入するものである。

2. 核燃料税の概要

課税団体	島根県
税目名	核燃料税（法定外普通税）
課税客体	1. 価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入 2. 出力割：発電用原子炉を設置して行う発電事業
課税標準	1. 価額割：発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 2. 出力割：発電用原子炉の熱出力
納税義務者	発電用原子炉の設置者
税率	1. 価額割：100分の8.5 2. 出力割：41,100円/千kW/課税期間（3ヶ月）
徴収方法	申告納付
収入見込額	（初年度）941百万円 （平年度）1,255百万円 ※ 通常に稼働したものと仮定して算定（価額割・出力割の合計額）
非課税事項	なし
徴税費用見込額	年間 380千円
課税を行う期間	5年間（平成27年4月1日～平成32年3月31日）

担当：自治税務局企画課
今道係長（23514） 高橋（23516）
直通 03-5253-5658 FAX03-5253-5659